

第十三回 参議院厚生委員会會議録第十三号

昭和二十七年三月二十八日(金曜日)午前十時四十七分開会

委員の異動

三月二十五日議長において草葉隆圓君を委員に指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梅津 錦一君
理事 長島 銀藏君
井上 なつあ君

委員

大谷 肇潤君
草葉 隆圓君
中山 壽彦君
常岡 一郎君
藤森 眞治君
山下 義信君
松原 一彦君

政府委員

厚生政務次官 松野 頼三君
厚生省保険局長 久下 勝次君
引揚援護庁長官 木村忠二郎君
説明員

厚生省保険局長 中村 隆則君
船員保険課長

本日の会議に付した事件

○船員保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○国民健康保険再建整備資金貸付法案

(内閣送付)

○社会保障制度に関する調査の件
(引揚者援護対策に関する件)

(国立病院地方移管に関する件)
○議員派遣要求の件

○委員長(梅津錦一君) これより厚生委員会を開きます。

公報で御通知申上げてあります通り船員保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。先般すでに提案理由の説明は政府から聞いておりますので、直ちに質疑に入りたいと思ひます。

○山下義信君 簡単な法律案でございますから、大体において異議ないと思ひます。二つございまして、一、二つと伺つておきたいと思ひます。最近の船員の給與の実態はどういうふうな状況でありますか、それが第一点、配付の資料に若しありますればお示しを願ひたい。それで恐らく船員の給與は相当高くなつてゐるのじやないかと思ひますが、この標準報酬の今回の改正の程度でいいのじやないか、今後なお引上げなければならぬやうなことが或いは予想されるかどうかということ、これが一点です。

それから今一つは、失業保険法の保険料率を今回下げたのですが、船員保険法の失業保険給付の状態はどういうふうになつておりますか。資料の何頁を見ろというところをお示し願ひたい。それで船員保険法の失業保険関係の料率は今回はいじつてないのですが、これはどういふふうな関係にありますか。どうか、関連してその関係の保険給付の状況をお示しを願ひたいと思ひます。

す。先ずこの二点を一つ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 先ず第一の船員の給與の実態でございますが、昨年の九月調査いたしましたもので総括的なことを申上げてみたいと思ひますが、これによりますと現行の最低三千五百円の標準報酬に該当いたしますものは、漁船その他の船舶を合せまして、一万六千五百九十六名でございます。これを今回四千円に、五百円だけ上げるわけでございまして、そういういたしますと、四千円に該当いたしますものが、九月の調査では四万三千八百八十三名というところに相成つておるのでございまして、それから高いほうでございまして、最高二万四千円を三万六千円に上げることになりましたわけでございまして、ところが、拾つて申上げますと、三万六千円に該当いたしますものが、九月の調査では六百五十三名でございます。三万六千円に該当いたしますものが千五百九十八名でございます。大体二万四千円を超えますものは、漁船以外のいわゆる汽船その他の大型船舶に属するものが多いのでございまして、三万六千円を越えますものは全体の二割程度の程度でございまして、現状の調査ではその程度になつております。従ひまして私どもの考え方として、この程度の改正を御承認を頂きますればこ当分は標準報酬につきましても手を入れなくてもよろしいのではないかと考へて持っております次第であります。

なお極く最近の総括だけを御参考までに申上げますと、二十六年の十月におきまして汽船関係の給與の平均は、一万四千九百三十一円に相成つておりました。

○山下義信君 ちよつともう一度言つて下さい。

○政府委員(久下勝次君) 汽船の關係、昨年の十月の調査によりますと一人当たり平均一万四千九百三十一円でございます。これに對しまして、これは昨年の三月分の状況に比較いたしますと、昨年の三月は汽船関係で一万四千一百円でございます。約半年ほどの間に五千円近い上昇を見ております。昨年の六月に一般的に大幅なベース・アップがございましたので、今回の標準報酬の改正は実態に照らしつておるやうな次第でございまして、保険関係の実情につきましては、船員保険課長から数字をお答え申し上げます。

○説明員(中村隆則君) 失業保険関係について所管課長から述べさせていただきます。お手許に配付いたしましたところの資料の二十一頁を開いて頂きます。数字統計の二十一頁でございます。二十一頁を御覽頂きますと、年度別の給付、種類別の積立金状況が書いてございまして、失業保険の欄を御覽頂きますと、昨年にございまして、二十五年度におきまして、五千九

百万円の赤字を示しておるわけでございます。昨年にございましては失業保険は非常な赤字でございまして、危機を來したわけでございまして、明年度におきましては、実は陸上の失業保険にかかれましては料率の引下げを行われるやうに承わつておるのであります。これは非常に積立金がたくさんあるわけでございます。そして昨年に於いては、昨年の財政状況でございます。私のはうも今まで従来と同様の料率で参つたわけでございまして、失業保険に關する陸上とのバランスをとるという意味におきましては下げるべきであるという意見も出るかと思ひます。このようございまして、本年も何とかやつておりましたけれども、決して樂觀は許さない状況でございまして、今暫くの間この現行の料率でやらして頂きたい、こう思つておる次第でござい

○山下義信君 この二十五年度の失業保険関係のマイナス五千九百四十万円というの、これは大体昨年度だけ……どういふ我々船員関係のことは未詳なんです、昨年度だけの特殊現象だつたんですか。

○説明員(中村隆則君) 昨年だけの非常に顯著に現れた現象でござい

○山下義信君 これは、失業保険の給付は……政府の負担金等の関係もあつたりして料率が異つてゐる関係上、これらの給付は別々の会計経理と

言いますか建前が、経理は別々になつてやつておる、こういうことになつておりますか。

○政府委員(久下勝次君) 船員保険関係は船員保険特別会計で一括してやつております。

○山下義信君 いや私のお尋ねしているのは、船員保険関係の中でこの給付は、療養給付の金はこれだけあるのだ、失業保険の給付はこれだけあるのだというように給付の経理を別々にしているのですか。同じ一つの船員保険の基準といふのですか、一つのブル計算になつておるのですか、別途になつておるのですか、と言ふのです。

○説明員(中村隆則君) 船員保険内部においては船員保険特別会計一本でございまして、收支の關係におきましては、療養の給付は予算が幾ら幾ら、失業保険給付は予算が幾ら幾ら、それぞれの給付別に予算がきめてございまして、歳入のほうは保険料一本で入つて参りますが、給付に關しましては失業保険給付は年額幾らだと予算できまつております。

○山下義信君 それで陸上のほうの失業保険の料率は引下げた、海上のほうでは失業保険の料率を下げたか下げられないかといつた場合に、この船員保険においては、海上の失業保険のほうは経理がマイナスになつてゐるから、どうも歩調を合わせるわけに行かぬのだ、そういうことなんですか、そういうことが成立しますか。マイナスになつてゐるというのは、船員保険の關係の経理の中での話であつて而も中ではつきり法律上区別を付けてあるわけじゃない。一応予算の上でいふと、國庫の

補助金を繰入れたりする建前の上でそういうふうに一応区別をしてあるのだ、しようけれども、そこところが、まだはつきりしないので伺つておるんです。

○説明員(中村隆則君) 陸上の失業保険は、これは陸上失業保険特別会計という特別の会計になつております。私どものほうは船員保険特別会計になつております。その間特別会計間の資金の流用はできないことになつております。従つて私どものほうの失業保険の船員保険特別会計において赤は依然として赤、その範圍内において操作しなければならぬ建前になつております。

○山下義信君 そういうことじやない。私のお尋ねしているのは、陸上の失業保険が今回保険料を引下げたでしよう。それで同じ失業保険の給付をするのに、船員保険における失業保険の關係の料率を下げられないのか。歩調を合せて下げられない、下げられないです。下げられやうとしていないので、それはどういふわけかといふことと、船員保険内における失業給付はこれはマイナスになつてゐるのだ。御承知のように二十五年度五千九百万円、マイナスになつてゐるのだといふので、陸上のほうの失業保険は金が余つた、だから料率を下げるんだ、こちらのほうは料率を下げられない、マイナスになつてゐるからだから料率は下げられないのだといふさつきの御説明だつたでしよう。そこで船員保険の中においてこの分は失業に対する給付の分の金だ、このほうは療養のほうも給付のほうも支払分の金だと、財布を別々にしておるのかと私は聞くので

す。そうじやないでしよう、それは予算の組み方は船員保険特別会計の中でいふと、この細かい又予算のほうで種別は持つておられようけれども、それは元来法律上の建前が收支を別々にさせるようになっておりますか、と云ふことなんですか。

○説明員(中村隆則君) 現在船員保険におきましては千分の百六十の料率でやつてゐるわけでありまして、そのうち失業保険に相当するものとしましては千分の二十頂いておる。千分の二十の財源でやつて行く場合においてこのようになつて行くといふわけでございます。千分の二十の保険料を頂戴して行きまして失業保険をやつて行く場合においてこれは赤字になつて行くのでございまして。

○山下義信君 そうすると船員保険の中で会計では彼此融通ができないのですか。つまり全体で今基金の残高が五億くらいあるのでしょうか。今幾らあります。船員保険の現在基金は五、六億あるのでしょうか。

○政府委員(久下勝次君) お尋ねの要点に触れませんが、恐縮でございましたが、先ほど来申上げておりましたように、各種保険別に料率を計算をし経理をする建前になつておりますが、確かに一応の予算が組んでございまして、けれども、一つの部門におきまして赤字の生じた場合は、自由に融通はできないのであります。財務当局の承認を得ましてやり繰りできるのであります。船員保険特別会計の枠の中で承認を得ますとできるのでございまして。

○山下義信君 大蔵当局の承認を得ればできるのですか。ですから失業給付

がマイナスになつておりますから料率を下げんといふのは理由にはならぬ。今基金はどのくらいあるのですか。五億くらいあるのですか。船員保険の手許に持つておる基金ですか。

○政府委員(久下勝次君) 仰せの通り大体五億でございます。

○山下義信君 今回標準報酬の引上げをしますと、今後の收支見通しは大体どうなりますか。これは何か資料頂いておられますか。

○政府委員(久下勝次君) お手許に資料が差上げてございまして、あります。その第一ページの裏を御覧頂きますと詳しく各保険別に種目別に計算がしてございまして、二十六年と二十七年を標準報酬改訂のありませぬ場合と、なつた場合とを比較してここに計算してございまして。御覧を頂きますように昭和二十六年におきましては短期給付、いわゆる疾病給付と書いてございまして。一番上の欄でございまして、二十六年度だけで四千二百万円、赤字がございまして、二十七年におきましては標準報酬の改訂に伴いまして六千八百万円、剰余金が出る建前になつております。なおその他の長期給付並びに失業給付につきましては、この表で御覧を頂きますように二十六年度におきまして業務取扱費の若干の赤字が出ておりますけれども、全体といたしましては各種別ごとに黒字が出ております。この状態は二十七年度におきましても続けられる見込みでございまして。

○山下義信君 その六千八百万円という黒字に今後この標準報酬を引上げたらなるという表は、六千八百万円というのはどこに数字が出ておりますか。

○政府委員(久下勝次君) この一枚折つたのその裏でございまして。裏の一番上を御覧頂きますと、疾病給付というのが一番左の欄にございまして。その次が保険料でございまして。歳入と歳出が分けてございまして。二十七年の本年改正になりました場合は、二十七年改訂後という欄を御覧頂きますと疾病給付の保険料収入が十三億六千三百三十三万四千円、それに対して一応予算上予定してあります給付総額は十二億九千五百二十九万八千円、支出の欄の一番右端にございまして。この差引が一つの一番右の端に出ております。二十七年改訂後というので、差引剰余額の欄の中の六千八百万円というのを申上げたのです。

○山下義信君 わかりました。いま一つ伺いたいのは、戦争犠牲者の船員關係ですね、これの給付は今回の標準報酬の引上げとの關係がございましてどうですか。

○政府委員(久下勝次君) 戦争犠牲者につきましては今回の標準報酬の改訂に關係はございません。

○山下義信君 關係がない……。

○政府委員(久下勝次君) すでに給付が始つておりますので關係はございませぬ。給付を始めたときの標準報酬によつて給付をいたしております。

○山下義信君 そうですか、それはあとで標準報酬が上つても關係ないことになつてゐるのですか、ずつと元の金額を続けて支給するのですか。

○政府委員(久下勝次君) さうでございまして。

○山下義信君 私は今回の遺族援護法案と、この船員保険で従来戦争による犠牲の船員がこの支給を受けておる、

それらの対象者は今回の援護法での対象にもなつておつて、その両者二者択一いずれにもなるようになってゐるのですか。

○政府委員(久下勝次君) 船員保険の被保険者で、現在戦争危険によつて死亡者或いは傷害を受けた者はそれぞれ失業保険による特別な給付を受けおるのであります。お話のようにその一部が今度の援護法によりまして援護法の適用を受けることになります。その場合に両者の給付の実額を見まして、多いほうに従うということになつております。

○山下義信君 残る者のこの船員保険によつて給付を受けまゐるものは、これは全額国庫の負担になつてゐるのじやないかと思ひますが、さうなつておりますか。

○政府委員(久下勝次君) お話の通りであります。

○山下義信君 質疑は終了しました。

○委員(梅津錦一君) ほかに御発言ございませうか。

○草葉慶君 質疑はこれで終了して頂きまして……。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

○委員(梅津錦一君) 如何ですか。

せんか。

○委員(梅津錦一君) さよう決定いたします。原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

○委員(梅津錦一君) 賛成者挙手

○委員(梅津錦一君) 給員挙手と認めます。本案は全会一致を以て可決せられました。

○委員(梅津錦一君) 議員が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することにまつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

長島 銀藏 井上なつあ

草葉 隆圓 大谷 蟹潤

中山 壽彦 藤森 眞治

常岡 一郎 山下 義信

松原 一彦

○委員(梅津錦一君) 署名漏れございませうか……署名漏れないと認めます。

なお、本会議における委員長の口頭報告については、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませうか。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

御承知の通り、国民健康保険は、昭和十三年に実施されて以来、次第にその重要性を認められて今日に至り、現在保険者数約五千人、被保険者数約二千四百万人を数えておりますが、併し、多くの保険者には、診療報酬の未払があり、事業の運営は決して容易ではない現状であります。今回、この診療報酬の未払を解消し、国民健康保険の再建整備を助成するため、国庫から資金を貸付することと相成りましたので、この法律を提案する次第であります。

この法律案の要点は、第一に昭和二十六年年度末までの未払診療報酬を解消するため、貸付の要件に該当する保険者に対し、昭和二十七年年度から昭和二十九年年度までの三か年間に貸付金を貸付することとあります。

第二点は、貸付の要件であります。が、保険料収納割合が、百分の七十以上、一部負担割合が百分の五十以下等であり、且つ保険料収納割合が年度ごとに次第に向上することを要件としております。

第三点は、貸付条件であります。が、貸付期限は五年以内の掘置期間を含み十年以内としたしまして、年利六分五厘の元利均等年賦の方法により償還することとしたしております。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ慎重審議の上、速かに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員(梅津錦一君) 本日は国民健康保険再建整備資金貸付法案に対しては提案理由の説明だけにどめたいと思ひますが、御異議ございませうか。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員(梅津錦一君) さよう決定いたします。

○井上なつあ君 ちよつとこの問題についてお願いしておきたいことがございしますから……。この国民健康保険の再建整備資金貸付法案が出ましたので、大変いい機会でございますので、お願い申し上げたいと思ひますが、この国民健康保険のなんと申しましようか、赤字はこれは有名なことで知れておるのでございしますが、それに従ひましてこの国民健康保険をやつております町村が、殊に直営診療所がございしますところから人材の整備が行き届いていないように思ひますのでございします。この法案のいろ／＼参考資料を頂きますときに、どのくらい直営診療所がございまして、それから医師はどのくらいか……。ちよつと実は昨日山梨県に参りましたのですが、その直営診療所が問題を起こしております。これは医師の欠員でございます。去年の九月から医師の欠員等という問題が起つておりますので、そういう参考資料を頂きますれば、その資料をどうぞお願いしたいと思ひます。

○委員(梅津錦一君) それでは予定通り引揚問題に関する件を議題といたします。岡崎国務大臣は十一時から出席されるのであります。が、渉外関係で関係方面に呼ばれておりますので、出席が未定でありますので、さう御承知願ひたいと思ひます。

ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(梅津錦一君) 速記中止

○委員(梅津錦一君) では速記を始めて下さい。引揚問題に関する件を議題にいたします。

○山下義信君 前回から当厚生委員会におきましては、引揚問題につきまして一、二回委員会を御開催になつたのであります。が、本院におきましては特別委員会が未設置でありまして、厚生委員会が当然その常任委員会として、も殊に特別委員会の設置問題が未決定であります。現段階におきましては、十分努力をなすなくてはならぬというわけで、我々いたしましてはさういふ考え方でございしたのであります。本日その意味におきまして前回の理事会の申合せで、本日の日程に引揚問題の上程をお願いしてあるわけであります。が、たゞ／＼今朝の新聞には中共地区から内地へ対しての送金等の報道が各紙に載つておるわけであります。実は当委員会に外務当局の責任者を、岡崎国務相の出席を前から求めてあつたのであります。が、差支えがあつて出席ができませんというのであります。今朝の新聞等に現れております中共地区と日本内地との行方連絡につきましては、引揚援護法のほうにもこういう事実の報告が入つております。さういふことでございませうか。又今後の見通し等につきましては承りたいと思ひますのであります。前回今後の引揚促進につきましてのどういふ手をつつかうことにつぎましては極めて不明瞭であります。結局今のところではこれという打つべき手がないのであつて、ビルマを通じてというような希望の話がその当時出ておつたのであります。が、先般来り／＼／国連関係にオブザーバーとして出て行かれた人たちの帰られてからの報告があつて、その後どういふ又具体的な促進の手が打たれて

題にいたします。

○山下義信君 前回から当厚生委員会におきましては、引揚問題につきまして一、二回委員会を御開催になつたのであります。が、本院におきましては特別委員会が未設置でありまして、厚生委員会が当然その常任委員会として、も殊に特別委員会の設置問題が未決定であります。現段階におきましては、十分努力をなすなくてはならぬというわけで、我々いたしましてはさういふ考え方でございしたのであります。本日その意味におきまして前回の理事会の申合せで、本日の日程に引揚問題の上程をお願いしてあるわけであります。が、たゞ／＼今朝の新聞には中共地区から内地へ対しての送金等の報道が各紙に載つておるわけであります。実は当委員会に外務当局の責任者を、岡崎国務相の出席を前から求めてあつたのであります。が、差支えがあつて出席ができませんというのであります。今朝の新聞等に現れております中共地区と日本内地との行方連絡につきましては、引揚援護法のほうにもこういう事実の報告が入つております。さういふことでございませうか。又今後の見通し等につきましては承りたいと思ひますのであります。前回今後の引揚促進につきましてのどういふ手をつつかうことにつぎましては極めて不明瞭であります。結局今のところではこれという打つべき手がないのであつて、ビルマを通じてというような希望の話がその当時出ておつたのであります。が、先般来り／＼／国連関係にオブザーバーとして出て行かれた人たちの帰られてからの報告があつて、その後どういふ又具体的な促進の手が打たれて

題にいたします。

○山下義信君 前回から当厚生委員会におきましては、引揚問題につきまして一、二回委員会を御開催になつたのであります。が、本院におきましては特別委員会が未設置でありまして、厚生委員会が当然その常任委員会として、も殊に特別委員会の設置問題が未決定であります。現段階におきましては、十分努力をなすなくてはならぬというわけで、我々いたしましてはさういふ考え方でございしたのであります。本日その意味におきまして前回の理事会の申合せで、本日の日程に引揚問題の上程をお願いしてあるわけであります。が、たゞ／＼今朝の新聞には中共地区から内地へ対しての送金等の報道が各紙に載つておるわけであります。実は当委員会に外務当局の責任者を、岡崎国務相の出席を前から求めてあつたのであります。が、差支えがあつて出席ができませんというのであります。今朝の新聞等に現れております中共地区と日本内地との行方連絡につきましては、引揚援護法のほうにもこういう事実の報告が入つております。さういふことでございませうか。又今後の見通し等につきましては承りたいと思ひますのであります。前回今後の引揚促進につきましてのどういふ手をつつかうことにつぎましては極めて不明瞭であります。結局今のところではこれという打つべき手がないのであつて、ビルマを通じてというような希望の話がその当時出ておつたのであります。が、先般来り／＼／国連関係にオブザーバーとして出て行かれた人たちの帰られてからの報告があつて、その後どういふ又具体的な促進の手が打たれて

題にいたします。

○山下義信君 前回から当厚生委員会におきましては、引揚問題につきまして一、二回委員会を御開催になつたのであります。が、本院におきましては特別委員会が未設置でありまして、厚生委員会が当然その常任委員会として、も殊に特別委員会の設置問題が未決定であります。現段階におきましては、十分努力をなすなくてはならぬというわけで、我々いたしましてはさういふ考え方でございしたのであります。本日その意味におきまして前回の理事会の申合せで、本日の日程に引揚問題の上程をお願いしてあるわけであります。が、たゞ／＼今朝の新聞には中共地区から内地へ対しての送金等の報道が各紙に載つておるわけであります。実は当委員会に外務当局の責任者を、岡崎国務相の出席を前から求めてあつたのであります。が、差支えがあつて出席ができませんというのであります。今朝の新聞等に現れております中共地区と日本内地との行方連絡につきましては、引揚援護法のほうにもこういう事実の報告が入つております。さういふことでございませうか。又今後の見通し等につきましては承りたいと思ひますのであります。前回今後の引揚促進につきましてのどういふ手をつつかうことにつぎましては極めて不明瞭であります。結局今のところではこれという打つべき手がないのであつて、ビルマを通じてというような希望の話がその当時出ておつたのであります。が、先般来り／＼／国連関係にオブザーバーとして出て行かれた人たちの帰られてからの報告があつて、その後どういふ又具体的な促進の手が打たれて

題にいたします。

○山下義信君 前回から当厚生委員会におきましては、引揚問題につきまして一、二回委員会を御開催になつたのであります。が、本院におきましては特別委員会が未設置でありまして、厚生委員会が当然その常任委員会として、も殊に特別委員会の設置問題が未決定であります。現段階におきましては、十分努力をなすなくてはならぬというわけで、我々いたしましてはさういふ考え方でございしたのであります。本日その意味におきまして前回の理事会の申合せで、本日の日程に引揚問題の上程をお願いしてあるわけであります。が、たゞ／＼今朝の新聞には中共地区から内地へ対しての送金等の報道が各紙に載つておるわけであります。実は当委員会に外務当局の責任者を、岡崎国務相の出席を前から求めてあつたのであります。が、差支えがあつて出席ができませんというのであります。今朝の新聞等に現れております中共地区と日本内地との行方連絡につきましては、引揚援護法のほうにもこういう事実の報告が入つております。さういふことでございませうか。又今後の見通し等につきましては承りたいと思ひますのであります。前回今後の引揚促進につきましてのどういふ手をつつかうことにつぎましては極めて不明瞭であります。結局今のところではこれという打つべき手がないのであつて、ビルマを通じてというような希望の話がその当時出ておつたのであります。が、先般来り／＼／国連関係にオブザーバーとして出て行かれた人たちの帰られてからの報告があつて、その後どういふ又具体的な促進の手が打たれて

題にいたします。

○山下義信君 前回から当厚生委員会におきましては、引揚問題につきまして一、二回委員会を御開催になつたのであります。が、本院におきましては特別委員会が未設置でありまして、厚生委員会が当然その常任委員会として、も殊に特別委員会の設置問題が未決定であります。現段階におきましては、十分努力をなすなくてはならぬというわけで、我々いたしましてはさういふ考え方でございしたのであります。本日その意味におきまして前回の理事会の申合せで、本日の日程に引揚問題の上程をお願いしてあるわけであります。が、たゞ／＼今朝の新聞には中共地区から内地へ対しての送金等の報道が各紙に載つておるわけであります。実は当委員会に外務当局の責任者を、岡崎国務相の出席を前から求めてあつたのであります。が、差支えがあつて出席ができませんというのであります。今朝の新聞等に現れております中共地区と日本内地との行方連絡につきましては、引揚援護法のほうにもこういう事実の報告が入つております。さういふことでございませうか。又今後の見通し等につきましては承りたいと思ひますのであります。前回今後の引揚促進につきましてのどういふ手をつつかうことにつぎましては極めて不明瞭であります。結局今のところではこれという打つべき手がないのであつて、ビルマを通じてというような希望の話がその当時出ておつたのであります。が、先般来り／＼／国連関係にオブザーバーとして出て行かれた人たちの帰られてからの報告があつて、その後どういふ又具体的な促進の手が打たれて

題にいたします。

○山下義信君 前回から当厚生委員会におきましては、引揚問題につきまして一、二回委員会を御開催になつたのであります。が、本院におきましては特別委員会が未設置でありまして、厚生委員会が当然その常任委員会として、も殊に特別委員会の設置問題が未決定であります。現段階におきましては、十分努力をなすなくてはならぬというわけで、我々いたしましてはさういふ考え方でございしたのであります。本日その意味におきまして前回の理事会の申合せで、本日の日程に引揚問題の上程をお願いしてあるわけであります。が、たゞ／＼今朝の新聞には中共地区から内地へ対しての送金等の報道が各紙に載つておるわけであります。実は当委員会に外務当局の責任者を、岡崎国務相の出席を前から求めてあつたのであります。が、差支えがあつて出席ができませんというのであります。今朝の新聞等に現れております中共地区と日本内地との行方連絡につきましては、引揚援護法のほうにもこういう事実の報告が入つております。さういふことでございませうか。又今後の見通し等につきましては承りたいと思ひますのであります。前回今後の引揚促進につきましてのどういふ手をつつかうことにつぎましては極めて不明瞭であります。結局今のところではこれという打つべき手がないのであつて、ビルマを通じてというような希望の話がその当時出ておつたのであります。が、先般来り／＼／国連関係にオブザーバーとして出て行かれた人たちの帰られてからの報告があつて、その後どういふ又具体的な促進の手が打たれて

題にいたします。

○山下義信君 前回から当厚生委員会におきましては、引揚問題につきまして一、二回委員会を御開催になつたのであります。が、本院におきましては特別委員会が未設置でありまして、厚生委員会が当然その常任委員会として、も殊に特別委員会の設置問題が未決定であります。現段階におきましては、十分努力をなすなくてはならぬというわけで、我々いたしましてはさういふ考え方でございしたのであります。本日その意味におきまして前回の理事会の申合せで、本日の日程に引揚問題の上程をお願いしてあるわけであります。が、たゞ／＼今朝の新聞には中共地区から内地へ対しての送金等の報道が各紙に載つておるわけであります。実は当委員会に外務当局の責任者を、岡崎国務相の出席を前から求めてあつたのであります。が、差支えがあつて出席ができませんというのであります。今朝の新聞等に現れております中共地区と日本内地との行方連絡につきましては、引揚援護法のほうにもこういう事実の報告が入つております。さういふことでございませうか。又今後の見通し等につきましては承りたいと思ひますのであります。前回今後の引揚促進につきましてのどういふ手をつつかうことにつぎましては極めて不明瞭であります。結局今のところではこれという打つべき手がないのであつて、ビルマを通じてというような希望の話がその当時出ておつたのであります。が、先般来り／＼／国連関係にオブザーバーとして出て行かれた人たちの帰られてからの報告があつて、その後どういふ又具体的な促進の手が打たれて

題にいたします。

○山下義信君 前回から当厚生委員会におきましては、引揚問題につきまして一、二回委員会を御開催になつたのであります。が、本院におきましては特別委員会が未設置でありまして、厚生委員会が当然その常任委員会として、も殊に特別委員会の設置問題が未決定であります。現段階におきましては、十分努力をなすなくてはならぬというわけで、我々いたしましてはさういふ考え方でございしたのであります。本日その意味におきまして前回の理事会の申合せで、本日の日程に引揚問題の上程をお願いしてあるわけであります。が、たゞ／＼今朝の新聞には中共地区から内地へ対しての送金等の報道が各紙に載つておるわけであります。実は当委員会に外務当局の責任者を、岡崎国務相の出席を前から求めてあつたのであります。が、差支えがあつて出席ができませんというのであります。今朝の新聞等に現れております中共地区と日本内地との行方連絡につきましては、引揚援護法のほうにもこういう事実の報告が入つております。さういふことでございませうか。又今後の見通し等につきましては承りたいと思ひますのであります。前回今後の引揚促進につきましてのどういふ手をつつかうことにつぎましては極めて不明瞭であります。結局今のところではこれという打つべき手がないのであつて、ビルマを通じてというような希望の話がその当時出ておつたのであります。が、先般来り／＼／国連関係にオブザーバーとして出て行かれた人たちの帰られてからの報告があつて、その後どういふ又具体的な促進の手が打たれて

題にいたします。

○山下義信君 前回から当厚生委員会におきましては、引揚問題につきまして一、二回委員会を御開催になつたのであります。が、本院におきましては特別委員会が未設置でありまして、厚生委員会が当然その常任委員会として、も殊に特別委員会の設置問題が未決定であります。現段階におきましては、十分努力をなすなくてはならぬというわけで、我々いたしましてはさういふ考え方でございしたのであります。本日その意味におきまして前回の理事会の申合せで、本日の日程に引揚問題の上程をお願いしてあるわけであります。が、たゞ／＼今朝の新聞には中共地区から内地へ対しての送金等の報道が各紙に載つておるわけであります。実は当委員会に外務当局の責任者を、岡崎国務相の出席を前から求めてあつたのであります。が、差支えがあつて出席ができませんというのであります。今朝の新聞等に現れております中共地区と日本内地との行方連絡につきましては、引揚援護法のほうにもこういう事実の報告が入つております。さういふことでございませうか。又今後の見通し等につきましては承りたいと思ひますのであります。前回今後の引揚促進につきましてのどういふ手をつつかうことにつぎましては極めて不明瞭であります。結局今のところではこれという打つべき手がないのであつて、ビルマを通じてというような希望の話がその当時出ておつたのであります。が、先般来り／＼／国連関係にオブザーバーとして出て行かれた人たちの帰られてからの報告があつて、その後どういふ又具体的な促進の手が打たれて

題にいたします。

あるのかというようにことを、本委員会といたしても承知いたしてないのではありません。併し当時出席せられた上島君でありますか、この人は各地に出張して非常に今後引揚のいろ／＼な方法が積極的に進んで、有望であるというようにことを演説でぶつて、講演でありますか、歩いておるようでありますが、そういう点を本日は第一点として承わりたいと思つておつたのでありおわりますが、援護庁長官のほうでかりでありますれば、御説明願いたいと思ひます。

○松原一彦君 今のに關連してですね。今朝の新聞にも中央方面から金が来たということがある。それでこれは残留者から正式の金が来たというのは今度初めてだということでありますが、何かそういう方面のことも附加えて御報告が承られるならこの際一緒に結構です。

○政府委員(木村忠二郎君) 中共地区からこちらに送金ができる、或いはできそうだが、又送金があつたというようにことにつきましては、従来からそういう噂は聞いておるのでございますけれども、我々といつたしましては確かなるそういうようなことについては報告を受けておりません。従いましてこれについては、只今のところ援護庁としてはわからないという状態になつておるとしか申し上げられないと思ひます。

○山下義信君 後段の引揚援護庁関係の職員の人々も行かれたと思うのですが、三人のかたでございまして、国連の引揚委員会にオブザーバーとして行かれたのですが、その帰られた後に何か政府として引揚促進の努力をされたというような事実がありますでしょうか、如何でしょうか。

○政府委員(木村忠二郎君) 国連の委員会に参りましたのは外務省だけでございまして、援護庁のほうからは誰も出ておらないのであります。なお、それに従いまして、その後打ちました手等につきましては、外務省のほうでいろいろとやつておられるようでありまして、これにつきましては外務省のほうから御答弁されたほうがいいのじやなかろうかと思ひます。

○山下義信君 それではやはり外務省に聞かなくちゃわかんないことになるのであります。それで本日私が承わりたいと思ひますのは、この引揚者の住宅の問題であります。従来引揚者の住宅がまあ緊急措置なり、又引揚対策なりでとられておつたのであります。それが、それは全般的に從來とられておりましたこの住宅対策の状況はどういうふうな状況でありましたか、一般的に報告をお願いしたいと思います。今後引揚者の住宅はどういうふうなことにされて、住宅改善といひますか、住宅問題の解決といひますか、されるというところであります。それか一つであります。と申しますのは、同時に關連いたしまして一つ内容的になります。先般住宅の緊急措置令關係の法律案が出ました

ときに、このボツ動關係によりまして一時住宅を占拠しておるといひますか、無論中に入つておる人たちが今後出るようになる。その人たちの対策としては公営住宅に優先的に入れるというふうなことがとられてある。建設委員会の方面では引揚者の人たちに對して、住宅問題について非常に困惑しておる場合に、こういう人たちに將來公営住宅の利用について考えてあげなきやなるまいというふうなことがありまして、参考のために厚生省の当局者に来て頂いて意見を聞いたという、どなたが出席されたか知りませんが、社会局長が出られたのではないかと申すわけでありまして誤りかも知れませんが、そういういたしましたら、そのときの御答弁は、引揚者については何ら優先的にこういう公営住宅の入居を心配する必要はないという御説明があつて、事情にうといひ、我々も事情にうといひであります。殊に建設委員会の委員の諸君は非常に奇異の感に打たれたこととあります。恐らくこの引揚關係の住宅費も相当な経費を予算の上で盛つておられるのであります。相当御努力をされておられるのではないかと申します。この際引揚關係の住宅対策につきましてそういう点の御説明を承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 引揚者の住宅につきましては、引揚げて参りました際に應急的にそれ／＼の措置を講じまして、最初の間においては既設の建物等にこれを收容するようになつておりました。その後特に引揚者のための住宅をいたしまして新しい引揚者住宅を新設いたしまして参つて来

たのであります。当初に入りましたところの應急的な收容施設におきましては、その施設が住宅として適當でないものが相当ございまして、これらについては一部補修をして住宅として使用のできるものにおきましては補修をいたしまして、補修いたしまして住宅としては使えないといつたようなものにつきましては、從來の集團住宅を疎開いたしましてこれに對する疎開した住宅を新築するという方法を講じて参りまして、すでに二十五年に四千四百九十九戸、二十六年に七千三百三十三戸、これだけのものを充てておるのであります。なお二十七年におきましても三億の予算を計上いたしまして、二千七百二十七戸新しく新築いたす予定であります。こういうふうな住宅問題としましては、一応現在我々のほうで持つておりますところの住宅問題としましては、この数字で以て一応の疎開もできまして、收容もできるところに相成つておるのであります。従いまして今後におきまして一般の公営住宅等におきましても、当然そこに入る資格のありますものは入れて頂くのは非常に結構でありますけれども、引揚住宅としましては、適切な手を打ちまして今日まで持つておるというところを御報告申し上げておきたいと思ひます。

○山下義信君 そうしますと、引揚者の人たちに對しての住宅の非常に困窮の状態はないわけですね、一般的に言いますと……

○政府委員(木村忠二郎君) 今一般的に住宅の困窮をいたしている状況からいたしまして、現在の住宅が十分であ

るといふ方には必ずしも申せないかと思ひますけれども、一応現在のところ極めて窮屈ではございまいしょうけれども、それ／＼の人に対しまして住宅の供給をいたしましては、先ず何と申しますか、十分とは行きませんけれども、相當の程度のことのできておるというふうな言つていいのじやないかと思ひます。

○山下義信君 抽象的なことを申すのでありますから抽象的に答え下さつていいのであります。我々地方を調査いたしましたときに、非常に旧兵舎の跡などで多數の引揚者の人たちが誠に粗末なところで、汚濁たる状態で集團的に一時收容されておりましたようなところがちよい／＼、例えば福島県でも、山形県等におきましても、山形県等の兵舎を使つておりましたようなところなんか相當ひどいところがあつたやうであります。ああいう状態は相當改善せられておるのでございまいしょうね。

○政府委員(木村忠二郎君) そういう状況にありましたので、昭和二十五年からそういうひどいものは全部疎開いたしまして、何と申しますか、個別の住宅に建て変えるというところをいたしまして、二十五年以降毎年相當な経費をかけまして、本年度一年度におきましても約七億圓ばかりの経費をかけて疎開いたしております。それから明年度はなお三億を以ていたし残りの部分をやるということにいたしております。

○山下義信君 本年度の予算で今お話にありました七億前後の予算を取つてお出でになりましたが、これは全部御使用になりましたのですか。

○政府委員(木村忠二郎君) 当初五億の予算を取りまして、五億で以て建てましてその後足りませんので、更に追加いたしまして、昨年これに二億ばかりの金を加えて、そうして七億ばかりの金を出してやつておるといふような状況でございます。

○山下義信君 次にお伺いいたしますことは、これも新聞で見たのでありますが、私は余り新聞に載つたことを持出したことがないのですが、これは新聞よりほかに知ることができないので持つて参つたのですが、GHQのシールト外交局長がアメリカで演説してあることが、確か二十四日の新聞に載つておるわけなんです、そのシールト局長の演説では、ソ連の捕虜となつた日本人のうち消息不明と言われておるところの未帰還者三十七万の大部分はソ連の奴隷労働につきものの過重労働、栄養失調、虐待などのためすでに大部分は死亡したのではないかと、推測されるというこの演説をしておるのですが、これは従来政府からもややこれに近い御説明を我々は承わつておるのでございまして、何も新たに奇異に感ずるわけではないのであります、大体従来三十七万と言われております未帰還者の大部分は、死亡というふうな状態にあるようでありまして、これらの処理は各留守家族のかたがたに死亡関係の確認といひますか、通知といひますか、そういうものの処理はことごとくお済みになつておるのでございましょうか。如何でございましょうか。これを伺いますのは、三十七万の未帰還者がある、それらはいわゆる未復員者である。で未復員者引揚

問題ということになりますと、すぐに世間では三十七万のまだ未復員のつまり引揚の対象になる人がある、こう考へておるようでありまして、実際は今後手を盡して消息を確かめ、或いは引揚に努力しなければならぬ。一応の政府が従来持つておつた、リストから言へば割合に少数ではないかという気が持するのではありませんか、一応この点を政府から何と申しますが、確たる御説明を承わりたいと思ふのであります。

○政府委員(木村忠二郎君) これにつきましては、一昨年の七月に政府のほうで発表いたしました数字を申し上げます、三十七万の未帰還者のうちで、姓名がはつきりわかつておりますものが三十四万ばかりでございます。それからそのうちで死亡したものも確かであるという認定がされておりますものが二十三万四千、それから或る時期において生存しておると申しまするか、昭和二十三年から二十五年の間において生存しておつたということがはつきりいたしておりますものが七万七千六百ばかりになつております。それから残りの二万八千八百ばかりのものが消息が二十三年から二十五年の間にはない、従いましてその前には生きておつたということがわかるが、その間には生きておつたという証拠がどこにもないということがまだはつきりわからないのであります。大体そういうふうな数字になつております。なお、この数字につきましては、その後も各方面の情報を集めて逐次これを整理いたしておるわけでございます。

○山下義信君 大体そうするとシールト局長の演説されましたように大部分は死亡したと推察されて間違ひはないのですね。

○政府委員(木村忠二郎君) 二十三年四千といふものは向うから帰りました人、或いはその他の情報によりまして死亡したということが確実であるといふふうに認められるのでございます。従いましてこの数字は死亡したということに相成つていいのではないかと思ひます。従いまして残りの十一万ばかりのものは名前がわかつておつて生きて死んだといふ証拠がなく、生きておる証拠のほうが多数ありまして向うに残つておるといふことになるのでございます。

○山下義信君 今おつしやいました或る時期において生存したと思はれる七万七千、それから消息不明の二万八千、今御説明になりました約十一万に近しいの十一万の消息不明のかたは、大体において生存しておると思はれる節々のほうは今強いのだとおつしやつたのでありますが、果してそうでございましょうか。私この十万、十一万に近い人たちの、昭和二十四、五年以後でございまして、これらもかなり相当な死亡のかたは、あるのじやないかといふことが想像されるのであります、却つて生存のほうの可能が強いのでございましょうか。その辺は確たることもおわかりになつたそれぞれあれもありましようが、大体においての推測はどういうふうな推測されますでしょうか。

○政府委員(木村忠二郎君) このうちで七万七千六百ばかりのものは生存しておる証拠が非常に強いものでござい

ます。生存しておることがはつきりしておるものでございます。それから二万八千幾らというものは、生存しておるといふ証拠が極めて、全然ないと言ひますか、わからないのでございまして、つまり誰も見た人がないといふことでございまして、それから大体二十三万死亡いたしておるものと、これらの人々の死亡しました時期というものが、終戦直後、抑留された当初の間に死亡いたしておるものが大部分でございまして、従いまして最近におきましては食糧の状況その他もよくなつて参つておりますので、死亡する数といふものはむしろ余りないのでございまして、この推定がされるのでございまして、これは全然わかまされなくても、明らか

○松原一彦君 ちよつと一つ関連して、先般の御説明の中に、ソ連とあるけれども、実はソ連内ではなくして中共満洲への移動が多数認められておるといふお話があつた。今のところ移動したり中共満洲への移動と、それから実際にソ連領内に残つておるものと推定数がわかりますか。

○政府委員(木村忠二郎君) この移動につきましては、いろいろな情報を集めまして移動の調べはいたしておるけれども、一応シベリアから満洲のほうに連れて行つたり、又満洲のほうからシベリアに連れて行つたりしておられますので、その実際の数がどうなつていふかといふことは、的確にはわからないのであります、情報はいずれを併せまして七万七千幾らになると、こういうことであります。

○松原一彦君 その七万七千といふのは、そのうちで中共に來てい

者引揚者と言つて、この引揚問題の対象になりました三十七万と一口に言われておりましたこの対象は、大体において七万前後ということにまゐり承ひたしたのでございまして、死亡確認のかたは、今回の遺族援護の対象はどういふことになりましようか。死亡確認をされたかたは、大体におきまして遺族援護のほうで御処理になるのでございましようか、如何でございましようか。

○政府委員(木村忠二郎君) 二十三年と先ほど申しました数字は、死亡者といひまして全部取扱つておりますので、これにつきましてはこのうち軍人軍属は死亡者も戦死者も同じ取扱ひで以てこの法律の中の対象に出ておるわけでありまして、

ものが相当するわけなんです。

○政府委員(木村忠二郎君) もと／＼満洲及び関東州におきまして抑留されたものが五万三千九百というものがございまして、従いまじり一方ソ連領内におきましても七万七千八百と、こういうことになるのです。ただそれがその間にどういうふうな動いているかという事は、満洲のほうのものもシベリアのほうのものもどういふふうな動いているかという事はわからないのであります。

○山下義信君 今後の引揚問題につきまして、当局といたしましてはどういうことに重点を置いておやりになりますかという御計画でございましょうか。つまり換言いたしますと、引揚問題の、これは誠にいろいろなお尋ねするようになりますが、今後の問題の推進といえますか、その扱いの上におきまして、引揚関係で重大な問題という点の一つ御指摘になつてお説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 何を申しまして引揚げ問題といたしましては、現在向うに残つておりますものを、こちらに引揚げさせるということが一番大事なことでございまして。我々いたしましてはこの引揚げができるだけ促進されよう国内の態勢を固くいたしたいと考えております。従いまじりこの引揚げのために一応船を一應留めてありまして、いつもこれは引揚げができるというならば出せるように準備いたしておきますし、帰りました場合の措置等につきましても、今おりますものが帰つて参りました差支えないように準備をいたしているわけでございまして。なお、そのほかに集団的に

引揚げて参りますもの以外の個別的に引揚げて参りますものに対しまして、もしその引揚げをいたしますことが確定でありますならば、これに對する特別に輸送費が出ないためのみによつて帰れないというもののために、これを支弁する方法を講ずることについて、これにつきましても、今後我々といしましてはできるだけ早く帰つて来るようにしなければならぬといふふうに考えております。なお、向うに生存しておりましても、それから生死不明の状況といふものはつきりさせるように努力しなければならぬ。現在復員局でやつておられます仕事のうちで極めて大きな部分が、向うに残留いたしておられますの消息を明らかにするということに努力をいたしているものであります。これにつきましては向うから帰還いたした人、或いは向うからの通信、その他をできるだけたくさん入手いたしまして、そうしてこれを審査いたしまして、向うの消息をつきりさせるということをしていまして、こちらで以て資料を集めまして調査をいたしておりますことが間違つて新聞等に出たというところもございまして、ああいうようなことは常に人々を集めまして検討をいたしている。いろいろ話をつき合ひまして、そうしてなお確実にするというところに努力をいたしております。

○山下義信君 この引揚者のかた／＼が残された海外財産の問題については、今当参議院におきましても大蔵委員会等で取上げてやつておられるとかいふことを昨日聞いたのであります。この問題は引揚援護庁のあなたの方では御関係はございせんか。

○政府委員(木村忠二郎君) この仕事は大蔵省のほうで措置いたしております、私どものほうでは直接にはいたしておりません。

○山下義信君 未復員者の方々の処遇につきましても、いわゆる未復員者給與法、特別未帰還者同様のその関係等につきまして、改善とか、その留守宅の援護とかいふような点につきまして何か御計画がございましょうか。

○政府委員(木村忠二郎君) 未復員者給與法並びに特別未帰還者給與法といふものの性格等から考えまして、これらの改善の必要があるといふふうに考へて検討いたしておるのでございまして、本年度予算におきましては、我がほうで改善いたしたいと思つておられます分が、改善するだけの予算を認められませんでしたので、一応現在のところでは従前の通りの形で以て進んでおります。我々といしましては、この予算が認められなかつたことにつきまして誠に遺憾に存する次第でございまして。

○山下義信君 私は一応質疑をこの程度にしておきますが、この中共地区からの送金の問題であります。東京都内にこの連絡の中国友好協会、或いはその他の連絡先があるようなふうであります。今、長官の御説明を聞きましても外務省の所管のようでありまして、是非外務省当局からこれらの関係、この引揚関係についての外務省の

いろ／＼努力されております現状、例えば中共からのこの送金の問題も、或いは看護婦の三百有余名が帰れそうとか、それらの連絡が付いたとかいふことにつきましても、一部の新聞では非常にそのことが正確であるといふことを外務省の上田課長が言つておる。又同じ一流の新聞ですが、又一つの新聞ではこれは全然宣伝的な、中共側の宣伝的なことだ、その引揚についていろ／＼有望だといふふうに見せかけておるのは中共側の宣伝であるといふ、同じ上田課長の談で非常に力になるようなことを言うかと思つと、当てもならぬといふことを同課長の談として朝日、毎日、読売三紙の間で違ふ。我々の受取ります感覚が違ふような記事が載つておるわけでありまして、関連いたしまして是非これは外務省の当局の出席を待つて我々聞きたいと思ひますので、委員長において外務当局の出席を本日でもなくともよろしくごさいますから、次回でよろしくごさいましてお願いしたいと思ひます。これはお願いしておきます。

○理事(長島銀藏君) 承知いたしました。○山下義信君 それからいま一つ簡単に承つておきたいのは、前回も長官に伺つたのでありますが、最近この外地の遺骨引揚の問題をめぐりましてさまざまな各種の問題の動きがあつたり、又地方は地方々々として小さいながらにいろ／＼な遺骨引取り運動といふのが、図書館で見ますと、各種の地方の新聞に随所にそういう目的の運動が起され、団体ができて、いろ／＼や

つておるようであります。私は前回も切言いたしたのでありますが、こういうことを民間が時の話題といひますか、時の題目としていろ／＼それをめぐりまして、一つには言葉は悪うございませうけれども、それが何か私私私私的なものになりまして、いろ／＼遺族を食ひものにするという形にならんことを切に念願して止まないことであるが、政府のほうにおきましては、この遺骨関係につきましてもいろいろ御盡力につきましてお進めになりまして、どういふふうか。お考えは如何でございましょうか。たび／＼承つておられますので、最近の政府の御方針を承りたいと思ひるのでござい

○政府委員(木村忠二郎君) 硫黄島につきましては御承知の通り大体その状況がはつきりいたしたので、これに對する具体的な方策を検討いたしまして、これに必要な諸経費等についても只今検討をいたしておるわけでございまして。方法その他今後の方針等を検討いたしております。近くこれは決定いたすつもりであります。なお、沖繩には先般復員局から係官を派遣いたしまして沖繩の実情を調査いたしております。沖繩からの情報によりまして、おのおの遺骨の処理は終つておるといふような情報でございまして、ただそれがどういふふうな實際なつておるか、これについてどういふ対策をとつたらいいかという点につきまして検討しなければならぬと思つておるのでございまして、沖繩の調査団が帰りました上で、沖繩のよう

島のような情勢にあるものはどうするかという方針を立てまして、至急に処置いたすようにしたいと考えております。これにつきましては我々とい

たしましては、できるだけ早い機会にはつきりいたしましたものにつきまして措置をするようにしたい。天下に余り迷いを起さないようにしたい。太平洋地域の諸島につきましても、米軍の占領したところあります地域等につきましても、米軍のほうも日本政府の方針を立てれば、これに十分協力するにやぶさかでないというふうに出出ておりますので、これにつきましても今後できるだけ早い機会に施策を立てなければならぬと思ひますが、各地の占領の状況というものを明確にいたしましたのであります。実際の計画も立ちま

せんので、又向うからの情報も得なければならぬということでありまうので、それらにつきましても併せて今検討いたしておるところであります。

○山下義信君 南方のほうへも、一応あなたのほうのお役所から調査に出される計画がございましょうか。

○政府委員(木村忠二郎君) 硫黄島とか沖縄でございまして、向うで調査をいたします便宜がございましてございしますが、その他の島におきましては、向うで調査する便宜がございまして、若し調査団を派遣いたしますといたしまして、周到なる計画を立てて参りませんと、その調査団そのものが向うで調査ができるかどうかという点も問題なものであります。従いまして先方にどういう戦況でどこにおいて死傷が多かつたか、それがどうなつておるかということも十分調べました上

で、なおその土地の状況等を調査いたした上でないと、計画も立たないという状況でございまして。

○山下義信君 私はこれで終ります。私は昨日朝日新聞社の重要幹部の人と会います機会がございまして、そのときにこの問題が出まして、長官御承知の日赤並びに宗教連盟等いろいろの計画を立てられました。その中心には朝日新聞も御関係のようであるわけで、非常に熱願をしておられたよう

でございますが、こういうような確たる立派な一流の公共的な団体等が進んでこれらにつきまして努力いたしたいというところにつきましては、これは私もできるだけ当局御援助に相成りました。民間は又民間でも立派な民間の団体が協力いたしますこともこれも考えていいのじやないかという気が持ったので、朝日新聞などは非常にそういう点を熱望しておつたようなふうでございますが、当局はどういうふうにお考え相成りますでしょうか。

○政府委員(木村忠二郎君) 当局とい

たしましては、この事柄につきましては、一応遺骨その他の処理につきまして政府として、戦前においてやつておりました程度のことはどうしてもしなければならぬのじやないか、戦争中においてやつておりましたようなことはしなければならぬのじやないかというふうに考えております。従いましてそのつもりで以て一応の施策を進めて参りたいと思つております。これに對します民間側の協力の運動と申しまするか、民間側独自の運動というものにつきましては、これが不純な動機から出たり、或いは弱小なものがたくさん出まして、実効が著らなかつたりする

ようなことは、甚だ却つて英靈を冒瀆することと考えますので、我々としては、必ず確実なところで、成るべくならば全国一本の運動となつて伸びて参りますことを希望いたしております。従いまして我々といしましてはそういうような強固な基礎のあります。而も全国のものが一本に集まつておるといふようなことに相成りますることを期待いたしておるわけであり

○藤森眞治君 實は国立病院の問題も大分進んでおられるようで、これについて前に一回皆さんから実情調査に行くと御承諾をしておつたのでござい

○理事(長島銀藏君) 只今藤森委員から国立病院の視察の件を年度変更によつてやりたいという御動議が出ました

○理事(長島銀藏君) それでは御異議ないと思ひます。さうに取計らうようにいたします。

○井上なつ子君 ちよつと関連して……先ほどから伺いたいと思つて

入院しております結核患者、その他の

在宅患者から手紙が参ります。それは前々から問題になつておりました身体障害者福祉法の中に胸部疾患が入らないので、あれは身体障害者福祉法制定の当時から問題になつておりました。ところが又この頃は今度の遺族、傷痍援護で以て自體障害者の人たちの特項症から六項症までは手当が出ることになりまして、この胸部疾患の人たちは一体どうなるだろうか。政府はこういうものを見逃がしておられるのだろうか、どういう対策をお立てになるのだろうかという質問がたび／＼参ります。それについては結核予防法であるとか、身体障害者福祉法で救われると政府は思つておられるのでござい

○政府委員(木村忠二郎君) 胸部疾患を今度の遺族援護措置法では特に除外してございせん。特項症から六項症の間の胸部疾患のかたで該當いたしてお

○政府委員(木村忠二郎君) いわゆる特例患者につきましては、一応未復員者給與法というものがございまして、然るに以前に起りました事態に對する救済ということにいたしておるのでござ

は我々当局におきましては更生医療のみが認められたというふうなことから、そういう措置をとつたのであります。○松原一彦君 それに私は関連して

のの長期の結核患者に對する措置は今の政府提案の臨時援護措置の原案の中に

○政府委員(木村忠二郎君) いわゆる特例患者につきましては、一応未復員者給與法というものがございまして、然るに以前に起りました事態に對する救済ということにいたしておるのでござ

は我々当局におきましては更生医療のみが認められたというふうなことから、そういう措置をとつたのであります。○松原一彦君 それに私は関連して

うに私どももいたしましては措置いたしたいというように考えておるのでありますので、その線に副いますように御審議をお願いしたいと思います。

○松原一彦君 それを審議いたしますのは、今度出ております援護措置に關するあの法案の疾病とあるところに、脊髄の障害だけが内臓疾患の中に入つておつて、軍時代から引續いての長期結核というものはあの中に入つていない。あの中に入つておつてこれが救済せられるような項目を挿入して修正せられるならば、私は救われると思つております。五百六十名ばかりの人でありますから僅か三、四千万円のお金でこれはきつに救われると思つておりますが……もう急がんと間に合はない。

○政府委員(木村忠二郎君) あの規定は更生医療の規定でございます。一般医療の規定ではないのでございまして、従いまして更生医療の規定の中に一般医療の規定を含めるようなふうな改正の仕方ではちよつと困難じやないかと思ひます。若しやるためには、今の五百六十名おきするものにつきましてこれを措置するということにいたしますならば、これにつきましては他の方法で以てできるのじやなからうかというふうには私に考へております。

○松原一彦君 他の方の御腹案があつたら承りたい。そうすると予算の面においても別途の枠から出なくちやならんということになる。若し今度の更生医療を行うというあの枠の中に入れさせれば、若干のオーバーするものがあつても、あとで補正がきく。予算措置の上においても他の方法をとる

ということになれば、單獨立法するかどうかで非常に面倒なことになりやせんらうか。腹案があつたらお聞きしたい。

○政府委員(木村忠二郎君) 現在やつておりますのは未復員者給與法によつてやつておるわけでありまして、従いまして未復員者給與法におきましては従来の恩給を受けておるものにつきまして併せてやつておるという形をとつております。今年年金が障害年金として非常な値を参りますと、障害年金をまだ受けないで療養いたしておるものとの均衡が相当問題になるのじやないかというふうな考へております。従いまして恩給をどうするかという点を併せて考へまさんと、この問題の解決はなか／＼付かんのじやないか。従いましてそういうふうな趣旨で以て私どもとしましては未復員者給與法のほうでこれを継続するということはできんこととはなからうと思つております。

○松原一彦君 未復員者給與法に引戻してくれろというのがこの五百六十人の切なる希望なんです。僅か三百円か五百円の金をもらつて復員して一般としての待遇を受けている。併し實際は身分上は、病人としての立場から言つて継続してやつとおるもので、もう一遍未復員に戻してくれろという切望がたくさん参つておるけれども、これは復員したのをもう一遍戻そうと言つても、すでに軍人ではないのですから私は取扱上無理じやないか。若し未復員同様にこの人々の病気が治らん間は大蔵省においてもこれを認めるというふうなことにさせれば……。私は療養をそのまま続け得るようにならうかの手がと

れんであるかと思つてますが、どうなんですか。

○政府委員(木村忠二郎君) 私のほうも未復員者給與法に基かすようにいたしたいと、現在未復員者給與法でやつておるのでありますから、これをそのまま続けるようにいたしたいと考へておるのであります。ただ未復員者給與法におきましては、他の年金手当というふうなものを受けておるものと、これを停止することになつております。従いまして他の年金手当を受けないようにする方法を考へる以外にはないのじやないかというふうな考へております。

○松原一彦君 できませんか。

○政府委員(木村忠二郎君) まあやう方によりましてできるのじやなからうかと考へております。

○松原一彦君 これは非常に急を要する問題で、もうすでに数日の後に迫つておるのです。この人々の焦りが非常に強い。私はもう一遍戻してくれろと言つてもそれは不可能じやないかと思ひますが、六項として現に未復員として病院におる人々を、むしろ六項症の患者にして一遍傷病手当及び年金を付けて、それを一括して取扱う方法は付かんだらうか。單なる病院の入院料だけでは、この人たちの入院料の免除だけではこの人たちは手紙を出す余裕もないような窮乏に陥つておる。その点について何かもう少しいい御考慮はないでしょうか。何しろ六年間も未復員者なんということがあつてはならない、今日は軍人ではない……。

ざいまして……。

○松原一彦君 五千人か……。○政府委員(木村忠二郎君) 従いましてこの五百六十人の人を救済するためには、未復員者給與法で行くほうが予算的に見ましてもやはり最もいいのではないかと思つております。厚生省のほうにおきましては厚生医療という建前で予算を取つておるのでございまして、従いましてこれは一般の結核の長期療養というものに使ひまするためには、現在の金額では甚だしく不足すると申します。問題にならない。不足いたしましたし、更にその他のものが結核の再発等の場合はどうするかという問題も出て来るわけでありまして。これらの点を併せて考へなければならぬ。せんので、現在予算の建前から困難である。我々といましては、そういうふうな再発の場合の医療給付ということとは必要だと思つております。ただ現在までとつておる建前からなかなか困難ではないか、従いまして未復員者給與法の方でやれるようにするということ方法を講ずるのが、この際は一番簡単なんじやないかと思つております。

○松原一彦君 それはもう何でも、山下氏の言われる通り何でもできたいのじやないか、もうすでに数日の後に迫つておるのです。あなたはその五百六十人の人々が今後このまま病院で継続してやれるだけの責任をお持ち頂けましようか。

○政府委員(木村忠二郎君) そういうふうに努力いたしておるのでございします。

○松原一彦君 お願ひいたします。

○理事(長島銀藏君) それじや散会いたします。

午後零時十二分散会

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国民健康保険再建整備資金貸付法案

国民健康保険再建整備資金貸付法案

法

(目的)

第一條 この法律は、国民健康保険の保険者の診療報酬の未払を解消し、国民健康保険事業の再建整備を助成するため、保険者に対し、長期且つ低利の資金を貸し付けることを目的とする。

(用語の意義)

第二條 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 未收保険料 昭和二十六年年度末までに調査決定した保険料(国民健康保険税を含む。以下同じ)で、昭和二十七年五月三十一日まで収納することとなつたものをいう。

二 未払診療報酬 昭和二十六年年度末までに支払義務が生じた診療報酬債務(診療報酬債務の支払に充てた他からの借入金その他診療報酬債務に代るべき債務を含む。以下同じ)で、昭和二十七年五月三十一日まで支払うことができなかったものをいう。

三 一般会計繰入金 保険者が市

町村若しくは特別区又はこれらの組合（以下「市町村」という。）である場合においては、その一般会計から当該市町村の国民健康保険特別会計への繰入金金、保険者が国民健康保険組合である場合においては、市町村が当該組合に対して交付する補助金を、保険者が国民健康保険を行う法人である場合においては、その一般会計から当該法人の国民健康保険特別会計への繰入金及び市町村が当該法人に対して交付する補助金をいう。

四 受診率

一年度間における受診件数（国民健康保険の被保険者が、療養の給付又は療養費の支給を受ける場合における診療の件数をいい、診療の期間が二箇月にまたがらないときは、これを一件とし、その期間が二箇月以上にまたがるときは、これを各月ごとに一件とする。）の、当該年度における各月末の被保険者数の平均数に対する割合をいう。但し、一年度間における国民健康保険事業（以下「事業」という。）実施の期間が一年に満たない場合においては、その期間における受診件数の、当該期間における各月末の被保険者数の平均数に対する割合を、当該期間の月数で除し、これに十二を乗じて得た割合をいう。

五 保険料収納割合 調査決定した保険料の額のうち収納した金額の、当該調査決定した保険料の額に対する割合をいう。

の額に対する割合をいう。

（貸付金の貸付）

第三條 政府は、昭和二十七年三月三十一日において事業を実施していた保険者で、未収保険料があるもののうち、左の各号に掲げる要件を具備するものに対し、未払診療報酬の支払に充てさせるため、昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、貸付金を貸し付けることができる。厚生大臣が必要があると認めるときは、災害その他特別の事由により、左の各号の要件を具備しない保険者に対しても、同様とする。

一 貸付金の貸付を受ける年度（以下「貸付年度」という。）の前年度における調査決定した保険料の額と一般会計繰入金金の額との合計額の、療養の給付に要した費用（療養費を含む。以下同じ。）の額に対する割合が、百分の五十五以上であること。

二 貸付年度の前年度における受診率が、百分の五十以上であること。

三 貸付年度の前年度における一部負担金の額の、療養の給付に要した費用の額に対する割合が、百分の五十以下であること。

四 昭和二十七年における貸付については、昭和二十六年における保険料収納割合が、百分の七十以上であること。

五 昭和二十八年における貸付については、昭和二十七年における保険料収納割合が、百分

の八十以上であり、且つ、当該保険者が昭和二十七年において貸付金の貸付を受けたものであるときは、同年度における保険料収納割合が、昭和二十六年における保険料収納割合より、第四條第一項に定める級において一級以上向上したこと。

六 昭和二十九年における貸付については、昭和二十八年における保険料収納割合が、百分の九十以上であり、且つ、当該保険者が昭和二十八年において貸付金の貸付を受けたものであるときは、同年度における保険料収納割合が、第四條第一項に定める級において第一級であるか、又は昭和二十七年における保険料収納割合より、一級以上向上し、当該保険者が昭和二十七年において貸付金の貸付を受けたものであるときは、昭和二十八年における保険料収納割合が、第四條第一項に定める級において第一級であるか、又は昭和二十七年における保険料収納割合より、一級以上向上したことをいう。

（貸付金額）

第四條 前條の規定による貸付金の額は、未収保険料のうち、厚生大臣が、厚生省令で定める基準に従い、収納が著しく困難であると認める額の百分の五十に相当する金額（以下「貸付対象額」という。）を基準とし、左表に定めるところによる。

貸付年度の前年度における保険料収納割合	級				貸付金額
	一	二	三	四	
百分の七十以上	貸付対象額の百分の四十に相当する額	貸付対象額の百分の五十に相当する額	貸付対象額の百分の六十に相当する額	貸付対象額の百分の七十に相当する額	昭和二十七年 昭和二十八年 昭和二十九年
百分の八十以上	貸付対象額の百分の五十に相当する額	貸付対象額の百分の六十に相当する額	貸付対象額の百分の七十に相当する額	貸付対象額の百分の八十に相当する額	
百分の九十以上	貸付対象額の百分の六十に相当する額	貸付対象額の百分の七十に相当する額	貸付対象額の百分の八十に相当する額	貸付対象額の百分の九十に相当する額	
百分の九十五以上	貸付対象額の百分の七十に相当する額	貸付対象額の百分の八十に相当する額	貸付対象額の百分の九十に相当する額	貸付対象額の百分の九十五に相当する額	

2 同一の保険者が昭和二十七年から昭和二十九年までの間において貸付を受ける貸付金の合計額は、貸付対象額をこえることができない。

（分割交付）

第五條 第三條の規定により昭和二十七年又は昭和二十八年において貸し付ける貸付金は、貸付金の貸付を受ける保険者の申請により、昭和二十九年までの各年度において分割して交付することができる。

（申請）

第六條 第三條の規定により貸付金の貸付を受けようとする保険者は、都道府県知事を経て、厚生大臣に申請書を提出しなければならぬ。

（未払診療報酬の支払）

第七條 保険者は、貸付金の貸付を受けたときは、遅滞なく、当該貸付金の額と、当該貸付金の額から当該年度内において既に支払った未払診療報酬の額を控除した額との合計額に相当する額以上の未払診療報酬を支払わなければならない。

2 保険者は、前項の規定により、未払診療報酬を支払ったときは、遅滞なく、都道府県知事を経て、その状況を厚生大臣に報告しなければならない。

（貸付条件）

第八條 貸付金の償還期限は、貸付金の貸付を受けた年度の次年度から十年（据置期間を含む。）以内とし、年利六分五厘の元利均等年賦の方法により、政令の定めるところにより、償還するものとする。

但し、貸付を受けた保険者は、いつでも繰上償還をすることができ

2 貸付金の据置期間は、五年以内とする。

(年賦金の支払猶予)

第九條 政府は、災害その他特別の事由により年賦金の支払が著しく困難となつた保険者に対し、その年賦金の支払を猶予することができる。

2 前項の規定により、年賦金の支払の猶予を受けようとする保険者は、都道府県知事を経て、厚生大臣に申請書を提出しなければならない。

(貸付金の一時償還)

第十條 政府は、貸付金の貸付を受けた保険者が、左の各号の一に該当する場合には、第八條第一項の規定にかかわらず、当該保険者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を命ずることができる。

一 第六條の申請書に虚偽の記載があつたとき。

二 第七條第一項の規定による未払診療報酬の支払を怠つたとき。

三 第七條第二項又は第十一條の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

四 年賦金の支払を著しく怠つたとき。

五 事業の内容が著しく低下し、又は事業を休止し、若しくは廃止したとき。

六 前各号に掲げる場合の外、正

当な理由がなくて契約の條項に違反したとき。

(報告及び検査)

第十一條 厚生大臣は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付を受けた保険者に対して報告をさせ、又はその職員をして、保険者の事務所に臨み、貸付金の使途及び償還その他必要な事項につき、実地の検査をさせることができる。

(委任)

第十二條 この法律の施行に関し、厚生大臣の権限に属する事務で、政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

(昭和二十七年に事業を再開し、又は開始した保険者に関する特例)

第十三條 政府は、昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日までの間に事業を再開した保険者又は事業を廃止した他の保険者の診療報酬支払義務を承継して同期間内に事業を開始した保険者に対し、前各條の規定により、貸付金を貸し付けることができる。

但し、昭和二十七年七月一日以降に事業を再開し、又は開始した保険者に対しては、昭和二十八年年度及び昭和二十九年年度に限り、貸付金を貸し付けることができる。

2 前項の規定により、昭和二十七年四月一日から同年六月三十日までの間又は同年十月二日から昭和二十八年三月三十一日までの間に事業を再開し、又は開始した保険者に対し、貸付金を貸し付ける場

合において、第三條及び第四條の適用につき、受診率、保険料収納割合その他第三條各号に掲げる事項に関するそれぞれ昭和二十六年年度又は昭和二十七年年度における実績によるべきときは、事業を再開し、又は開始した日から六箇月間におけるこれらの事項に関する実績をもつて、それぞれ昭和二十六年年度又は昭和二十七年年度における実績とみなすものとする。

3 昭和二十七年七月一日から昭和二十八年三月三十一日までの間に事業を再開し、又は開始した保険者に対する貸付金の貸付については、第三條第五号中「百分の八十」とあるのは「百分の七十」と、同條第六号中「百分の九十」とあるのは「百分の八十」と、それぞれ変更して同條の規定を適用するものとし、その貸付金額については、昭和二十八年年度における貸付金にあつては、第四條第一項の表中昭和二十七年年度の欄を、昭和二十九年年度における貸付金にあつては、同表中昭和二十八年年度の欄を、それぞれ適用するものとする。

(適用除外)

第十四條 この法律による貸付金については、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第二十六條第二項及び第三十七條ノ六第二項の規定は、適用しない。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條中第六十号の次に次の一号を加える。

六十の二 国民健康保険再建整備資金貸付法（昭和二十七年法律第 号）の定めるところにより、保険者に資金を貸し付けること。

第十四條第七号を第八号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、六号の次に次の一号を加える。

七 国民健康保険再建整備資金貸付法を施行することに